



ストップ・ザ・交通事故死！
 —めざせ 安全で安心な 北海道—

日高町の交通事故件数

○発生件数	7件
○死者数	0人
○傷者数	7人

2017年9月30日現在

**「町民一人ひとりが交通マナーを守り、
 交通事故のない社会を目指しましょう。」**

☆冬道では、路面状況をしっかりと確認し細心の注意を！

冬道は、じわ〜と運転、じわ〜と転がし、じわ〜と止める。
 「発進をじわ〜と、ハンドルをじわ〜と、ブレーキをじわ〜と」

☆早めの冬タイヤ・冬ワイパー交換を！

タイヤやワイパーを早めに冬用に交換し、スタッドレスタイヤの摩耗や劣化のチェックをしっかりとしましょう。（スノーブラシも忘れずに積んでおきましょう。）

スタッドレスタイヤに交換して安心してしまわず、またスタッドレスタイヤの性能を過信せずに冬期間はスピードダウンに努めましょう。

☆冬道ブラックアイスバーンに注意

初冬期の早朝や夜間には気温が下がり、雨などで濡れている路面が凍結してアイスバーン（ブラックアイスバーン）になっていることがあるので、濡れた路面での急ブレーキや急ハンドル、急加速は禁物です。

☆峠越えする場合はスピードダウン

10月下旬には日勝峠が開通予定です。峠は急勾配の坂道、カーブ、橋梁が多く冬道は特に危険で、凍結路面でのスリップ事故が多いことから急発進、急ハンドル、急加速、急ブレーキなどの操作をしない運転を心掛けましょう。

☆冬の交通安全運動

・実施期間 11月11日(土)~20日(月)



9月21日
 秋の全国交通安全運動
 「旗の波作戦」

※※※ 日高地区交通災害共済事業の廃止について ※※※

この度、「日高地区交通災害共済組合」は、平成31年3月31日をもって解散することが決定し、交通災害共済事業が廃止となります。加入募集は平成29年度までとし、平成30年度は29年度に加入頂いた方で交通事故に遭われた方のお見舞金をお支払いいたします。

これまでのご協力に感謝申し上げますとともに、見舞金の請求漏れのないようお願い致します。

◎日常生活の中で交通安全を考え実践しましょう

毎月15日は道民交通安全の日
 交通事故抑止7大セーフティーキャンペーン

1. 高齢者事故防止
2. 自転車走行ルール・マナーアップ
3. シートベルト全席着用
4. スピードダウン
5. 飲酒運転根絶
6. 居眠り運転防止
7. デイ・ライト実践

◇デイ・ライトで安全運転

昼間のライト点灯に協力を！

〈昼間点灯効果〉

- ◎自らの安全意識が高まる
- ◎遠くからでも確認されやすい
- ◎ドアミラー等を通して確認されやすい
- ◎雨や曇りの日は特に目立つ



年金の仕組みをご存じですか？

日本公的年金には、国民年金（基礎年金）や厚生年金保険などがあります。国民年金は年金制度の基礎となる制度で20歳から60歳未満のすべての人が加入します。

●退職後の国民年金の手続きについて

60歳の定年退職後に厚生年金保険の適用事業所に再就職する場合は、引き続き厚生年金保険に加入します。

しかし、それ以外の退職者で60歳未満の人は、国民年金に加入するための手続き（健康保険の任意継続をした人も）が必要となります。また、退職した人に扶養されていた60歳未満の配偶者（夫又は妻）についても、同様に国民年金の手続き（14日以内）が必要となりますのでご注意ください。この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、年金そのものが受け取れなくなる場合がありますので、忘れずに手続きを行ってください。

●国民年金の第1号被保険者となる場合

20歳以上60歳未満で、自営業及びその配偶者など（厚生年金や共済年金に加入する人やその被扶養配偶者以外の人）は、国民年金の第1号被保険者となります。第1号被保険者となった場合、14日以内に本人又は世帯主が、苫小牧年金事務所及び日高町役場保険年金課（各支所及び出張所を含む）の窓口で、年金手帳等を持参し、「国民年金第1号被保険者資格取得届」の手続きをする必要があります。保険料（平成29年度については、月額16,490円）については、あらかじめ一定期間分の保険料を一括して納めると保険料が割引となる前納制度や、口座振替で納付すると保険料が割引となる制度等があります。また、保険料の納付が困難なときは、免除制度があります。

●国民年金の第3号被保険者となる場合

厚生年金保険などに加入している被保険者（65歳以上で老齢又は退職を理由とする年金の受給権を有する人は除く）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、国民年金の第3号被保険者となります。この場合には、配偶者の勤務している事業所を管轄する年金事務所に、「国民年金第3号被保険者（資格取得・種別変更・種別確認（3号該当）、資格喪失・死亡、氏名・生年月日・性別変更（訂正）届」を提出します。

この届書には、収入確認のための書類と年金手帳又は、基礎年金番号通知を添付します。収入確認の書類とは、非課税証明書などで、控除対象配偶者となっている人については、事業主の証明により収入確認のための書類の添付を省略することができます。また、年金手帳又は基礎年金番号通知は、事業主が届書に基礎年金番号や氏名が正しく記入されていることを確認すれば年金事務所への添付を省略できます。ただし、氏名変更を伴う第3号被保険者の届出は年金手帳の添付が必要です。届書の提出期限は、被扶養者に該当した日から14日以内で、事業主（健康保険組合の場合は組合）経由で提出します。第3号被保険者の保険料は、配偶者が加入している厚生年金保険や共済組合などから拠出されますので、個別に保険料を負担する必要はありません。第3号被保険者の年収が130万円（現在の基準）をこえたことなどにより、第2号被保険者の扶養から外れた場合は第3号被保険者から第1号被保険者となる届出が必要となります。

●国民年金の高齢任意加入

60歳以上65歳未満で、老齢給付の受給資格期間が不足しているか、満額の老齢基礎年金が受けられない場合には、国民年金の任意加入被保険者となることができます。任意加入の手続きは、苫小牧年金事務所及び日高町役場保険年金課（各支所及び出張所等）の窓口で行います。年金手帳又は、基礎年金番号通知書を添付して、本人が手続きを行います。任意加入被保険者の保険料は、国民年金の第1号被保険者と同じですが、保険料の免除制度はなく、納付方法は原則口座振替となります。

お問い合わせ先

苫小牧年金事務所 電話 0144-36-6135
日高町役場 保険年金課 電話 01456-2-6561